

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 和の会
所 在 地	伊丹市野間北5丁目3-1
電 話 番 号	072-781-1700
代表者氏名	理事長 石坂 和

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所
施 設 の 名 称	栄根おうち保育園
施 設 の 所 在 地	川西市栄根2丁目6-26
連 絡 先	電 話 番 号 072-755-8056 F A X 072-755-8056
管 理 者	施設長 池上 瞳
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 3名
	1歳児 3号 8名
	2歳児 3号 8名
開 設 年 月 日	2017年 4 月 1 日
自 己 評 価 の 概 要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。
第三者評価の概要	評価機関による事業評価を受審予定です。
職員への研修の実施状況	新人研修、中堅職員研修その他幼児教育研究会をはじめ園内、外部研修を受講しています。

3 サービスの目的・運営方針

栄根おうち保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

園舎	構造	鉄筋コンクリート造 1階部分
	延べ面積	141.7 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	2室	1歳児、2歳児各1室
乳児室	1室	0歳児
便所・洗面室	1室	
調理室	1室	
ロビー	1室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤
施設長	1	1	
主任保育士	1	1	
保育士・保育員	8	2	6
栄養士	1		1
調理師・調理員	1		1

当園では、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年3月21日兵庫県条例第4号）」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（7時～20時）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7時～20時）
保育士	正規の勤務時間帯（7時～20時）
栄養士	正規の勤務時間帯（8時30分～14時30分）
調理員	正規の勤務時間帯（8時30分～16時30分）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

また、台風地震などの自然災害や様々な感染症で集団保育できない場合は川西市と協議の上、最終園長の判断で休園いたします。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	7時から18時
	延長保育時間	18時から20時
保育短時間認定	保育時間	8時30分から16時30分
	延長保育時間	7時から8時30分、16時30分から18時・18時から20時

*延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別表2の利用者負担が必要となります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

※保育認定時刻をすぎた場合、日額延長保育料（30分ごとに500円/人）をいただきます。

（2）特色

- ・24節気に基づいた季節感の移ろいを感じる・気づく保育
- ・絵本、わらべうたを通して豊かな感性を育む保育
- ・主体性や人間関係力を育むコーナーやゾーンを設定した選択保育

（3）食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	お昼ごはん	午後おやつ
0歳児	10時30分頃	15時頃
1歳児	11時00分頃	15時頃
2歳児	11時30分頃	15時頃

※ 適宜、水分補給をします。 ※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

（4）その他

- ・延長保育（満1歳より利用可能）
- ・子育て相談コーナーの運営（予定）

9 利用料金

（1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

（2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）に掲げる保育料のほか、以下別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には川西市に報告し、その指示を得て保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) 入所を継続することが適当でないと認めるとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。
できる限り相談・受診をお願いします。

(1) 内科

医療機関の名称	たけもと小児科
医 院 長 名	竹本 博行
所 在 地	川西市栄町 13-8
電 話 番 号	072-759-6100

(2) 歯科

医療機関の名称	村上歯科医院
医 院 長 名	村上 雄一
所 在 地	川西市栄町 11-2-20
電 話 番 号	072-757-5229

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	坂本耳鼻咽喉科
医 院 長 名	坂本 邦彦
所 在 地	川西市中央町 6-3
電 話 番 号	072-758-0965

(4) 眼科

医療機関の名称	さいとう眼科
医 院 長 名	斎藤 喜博
所 在 地	川西市栄根 2-6-32-402
電 話 番 号	072-756-0300

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 池上 瞳 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 072-755-8056 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	赤穂 光男	電話番号 090-6755-2047
		役職・肩書等 社会福祉法人理事
	浅野 謙司	電話番号 090-8201-8367
		役職・肩書等 元自治体児童虐待防止担当

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・その他、ロールスクリーン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

14 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険（東京海上日動火災保険）
保険の内容	対人、対物保険
保険金額	対人1名・1事故10億円 対物1事故1000万円

15 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
園の規則	保育園のしおり（別紙）に掲載しております規則及び当園からの指示は必ず守ってください。守っていただけない場合は川西市と協議し対処させていただきます。

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。（必ず連絡がつく状態にしてください。）

緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所（園）名：栄根うち保育園
説明者職名：施設長 池上 瞳

私は、本書面に基づいて栄根うち保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
絵本代	0 歳児(年間 2 冊) 1・2 歳児(年間 3 冊)	1980 円/年 1380 円/年
災害共済保険料	(独) 日本スポーツ振興センター	300 円/年
レンタル布団	昼寝用(希望者のみ・月 2 回交換)	1200 円/月

※上記金額は変更する場合があります。ご了承ください。

2 延長保育に係る利用者負担

(単位：円)

各月初日の延長保育を受ける児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)	
階層区分	定義	1 時間	2 時間
第 1	保護者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 項の里親である世帯	0	0
第 2	兄弟減免	第 2 子 1,900 第 3 子以降 無料	第 2 子 4,050 第 3 子以降 無料
第 3	第 1 階層及び第 2 階層に該当しない世帯	3,800	8,100

※ 当園は、上記費用の支払を毎月 20 日前後に口座振替いたします。口座振替の登録方法は別途ご案内いたします。

※ 延長保育利用希望者は、必ず前月 20 日までに延長保育利用申請書を園に直接提出してください。

※ お迎えが 19 時を過ぎた場合、日額延長保育料(30 分ごとに 500 円/人)をいただきます。